

鴨川市人口ビジョン（原案）、鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

（原案）に係るパブリックコメント実施結果

鴨川市人口ビジョン（原案）及び鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（原案）を公表し、それに対する市民の皆様からのご意見を募集するパブリックコメントを実施したところ、以下のとおり貴重なご意見を頂きました。

寄せられたご意見の内容と、それに対する市の考え方等をお示しします。

【パブリックコメント手続実施結果】

1 案件名

鴨川市人口ビジョン（原案）、鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（原案）

2 募集期間

平成 27 年 10 月 7 日（水）～平成 27 年 11 月 5 日（木）

3 募集方法

市ホームページ、企画政策課、市政情報コーナーにおいて「鴨川市人口ビジョン（原案）」及び「鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（原案）」を公表し、意見を募集しました。

4 意見の提出件数 4 件（意見提出者 2 名）

5 意見の概要と市の考え方

※ 以下、「第 2 次鴨川市基本構想（原案）」又は「鴨川市第 3 次 5 か年計画（原案）」に関するご意見として提出いただいたものの、鴨川市人口ビジョン（原案）又は鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（原案）に関連すると考えられたご意見及びそれに対する市の考え方を含みます。

（1）鴨川市人口ビジョンに対する意見

意見の概要	市の考え方
現在の鴨川市が置かれている状況、特に問題・課題については等身大で丁寧に説明して市民が共有できるようにして頂きたい。特に、将来人口について、現時点の数値との増減、さらには問題・課題が一目でわかるように見直して頂きたい。	人口ビジョンでは、人口と産業等の現状を整理するとともに、将来人口の推計と分析を複数パターンで実施し、人口の変化が地域に与える影響について分析・考察しています。（1～24 頁） その上で、客観的な推計値と人口の将来展望（目標人口）とを比較して、総人口、人口構成の推移をお示ししています。（25～32 頁）
今必要とされる基本フレームは「成長するまち鴨川」ですが、その為の一番重要なエン	本市の人口動態を見ると、近年の人口減少の主因は出生と死亡の差、すなわち自然減が顕著とな

<p>ジンが「鴨川市民を中心とした“人”づくり」であると考えます。総人口、現役世代人口、高齢化率及び単独世帯等の目標値を現状値と比較すると、いわば「今より小さくなる鴨川構想」となっている点を見直し、これに合わせて成長戦略も見直して頂きたい。</p>	<p>っていることにあり、団塊の世代を中心に高齢者の人口が比較的多い状態が続く状況では、一定程度の人口減少は不可避であると考えられます。(5頁、18・19頁)</p> <p>こうした状況を踏まえて、人口ビジョンにおける将来展望では、2040(平成52)年における人口を32,000人程度としています。ご指摘のとおり、2010(平成22)年の国勢調査結果と比較して人口が減少する展望となっていますが、国立社会保障・人口問題研究所による推計では26,649人となっていることから、この数値と比較した場合には、約5,300人の増加を目指していると見ることができます。この展望に当たっては、合計特殊出生率を2030(平成42)年に2.10とし、2040年まで継続させるとともに、移住・定住人口を2,500人純増させることを前提としており、これ自体が、容易に実現できるものではないと認識しております。(31・32頁)</p> <p>この達成に向けた今後5年間の基本目標及び施策を総合戦略に位置付けており、人づくりに関しては、次代を担う健やかな子どもたちを育むため、子育てのトータルサポートや鴨川の未来創生(人財育成)などの取り組みを進めることとしています。(総合戦略21～27頁)</p>
--	---

(2) 鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略に対する意見

意見の概要	市の考え方
<p>外国人の増減や外国人の市民の生活処遇なども構想に明記すべきである。</p> <p>その上で、基本構想とリンクし、東京オリンピックの合宿誘致に係るハード面の計画だけではなく、外国チーム受け入れなどのソフト面の展開を見えるようにするとともに、横断的かつ時系列的に連動させることで、戦略と呼べると思われる。</p>	<p>総合戦略では、外国人居住者に特化した移住促進などの施策は位置付けていませんが、居住環境については、誰もが住みやすいまちづくりの一環として、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に伴う合宿誘致などを契機に、ユニバーサルデザインによるまちづくりを進めることとしています。(29・30頁)</p> <p>外国人旅行者の受け入れについては、国際的な観光交流を促進するため、インバウンドに対応できる人材の育成を図ることとしており、関連合宿等についても、広い意味での交流と捉え、産学民官の連携による取り組みを進めていきます。(19頁)</p>

	<p>取り組みの時系列化については、総合戦略に基づいて別に作成するアクションプランにおいて、お示しする予定です。(2・3頁)</p>
<p>マイナンバー法の施行に伴い、きめ細やかなサービスが提供されるとのことであるが、これに付随する戦略や構想がない。</p>	<p>マイナンバー制度については、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現といったメリットがあるとされています。</p> <p>この制度への対応自体については、総合戦略における施策の柱に即した直接の取り組みとしては捉えていませんが、総合戦略に位置付けた施策を推進する上での必要に応じて、対応を図っていきます。</p>